

# レジ袋有料化 Q&Aガイド

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートします。ここではプラスチック製買物袋有料化が実施されるにあたって確認すべき内容をQ&A形式でご紹介します。

## Q.1 なぜ、プラスチック製買物袋の有料化をするのか？

**A.1** 海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

## Q.2 プラスチック製買物袋の有料化はいつから？

**A.2** 2020年7月1日から全国一律で開始します。ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。

## Q.3 提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の使途は決められているのか？

**A.3** 価格や売上の使途は制度の趣旨・目的を踏まえて事業者自ら設定してください。  
 （ただし、プラスチック製買物袋1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化には当たりません）

## Q.4 どのような事業者が対象なのか？

**A.4** プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者です。  
 法令の対象外の業種であっても自主的取組として有料化を実施することを推奨しています。

### 判断ポイント01／小売業を行うか

【対象】 主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合も対象。

※小売業とは各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

### 判断ポイント02／事業であるか

【対象外】 フリーマーケットなど  
 ※反復継続性などをもとに総合的に判断。

## Q.5 すべてのプラスチック製買物袋が対象となるのか？

**A.5** 法令の対象となるプラスチック製買物袋（消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋）

### 判断ポイント01／素材

【対象】 プラスチック 【対象外】 紙・布

### 判断ポイント02／持ち手

【対象】 持ち手がある 【対象外】 持ち手が無い

### 判断ポイント03／商品を入れるか

【対象】 袋の中身が商品  
 【対象外】 景品・試供品  
 ※表示等により商品と明確に区別されるもの

### 判断ポイント04／辞退できるか

【対象】 消費者が辞退できる  
 【対象外】 袋が商品の一部（福袋など）  
 別の法令で決められたもの（免税の袋など）

## 簡単な動画で教育マニュアルづくりをサポート！

製造業

サービス業

農林水産業

医療・福祉他

仕事の手順、ポイントを、貴社の設備や道具を使って、わかりやすく記憶に残る短い動画を作成し、教育マニュアルにします。



お問い合わせ

文書で読む教育から、  
 見て覚える教育へ。  
 習熟期間を半分に短縮可能！



T.M.Aコンサルティング 0562-97-0490 (担当:水野忠男)  
 (株) リオ 052-433-2217 (担当:篠原敦子)

100歳の木を使うなら、  
 その年輪にふさわしい  
 家具をつくりたい。

## カリモク家具

カリモク家具株式会社

知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番地

TEL 0562-83-1111 (代)

<https://www.karimoku.co.jp>